

2014年分個人所得税の主な改正事項

税理士 西川真幸

2014年から適用の改正事項

【社会保険診療報酬の所得計算特例の縮小】

概算経費率による特例の対象者から、その年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者を除外することとされた。個人については2014年分以降について適用され、法人については2013年4月1日以降に開始する事業年度から適用されている。

【生産性向上設備投資促進税制の創設】(表1・2)

1. 対象者

青色申告書を提出する法人・個人事業者であれば、業種・企業規模に関係なく適用される。

2. 対象期間

2014年1月20日から2017年3月31日までの間に、「先端設備」又は「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の取得等して、事業の用に供すること。

3. 税制措置

即時償却または税額控除の選択適用

①2014年1月20日～16年3月31日まで 即時(100%)償却または取得価額の5%の税額控除(なお、建物・構築物は3%)

※税額控除額は、所得税額等の20%を上限とする

②2016年4月1日～17年3月31日まで 50%の特別償却(なお、建物・構築物は25%)または取得価額の4%の税額控除(なお、建物・構築物は2%)

※税額控除額は、所得税額等の20%を上限とする

【ゴルフ会員権等譲渡損の損益通算】

2014年4月1日以降にゴルフ会員権やリゾートクラブの会員権を譲渡した場合の損失は、他の所得との損益通算ができなくなった。

2015年以降に適用の改正事項

【所得税の最高税率】

現行の所得税の最高税率は、課税所得1,800万円超の部分について適用される40%であるが、2015年以降は課税所得4,000万円超の部分については45

%の税率が適用される。

なお、課税所得1,800万円以下の部分については現行のままである。

【給与と所得控除の見直し】

2013年より給与に係る給与所得控除額の上限が設けられ、年間の給与と収入金額が1,500万円以上の給与所得控除

額は245万円で頭打ちとなっているが、2016年は年間の給与と収入金額が1,200万円以上の給与と所得控除額の上限が230万円に引き下げられ、さらに2017年以降は年間の給与と収入金額が1,000万円以上の給与と所得控除額の上限が220万円に引き下げられる。

表1 先端設備の要件

Table with 4 columns: 設備の種類, 取得価額要件, 用途又は細目, モデル要件. Rows include 機械装置, 器具備品, 工具, 建物, 建物附属設備, ソフトウェア.

※共通の要件として、一世代前のモデルと比較して、「生産性」が年平均1%以上向上しているものであること(ただし、ソフトウェアは除かれます)

表2 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備の要件

Table with 3 columns: 設備の種類, 取得価額要件, 用途又は細目. Rows include 機械装置, 器具備品, 工具, 建物, 建物附属設備, 構築物, ソフトウェア.

※共通の要件として、投資計画における投資利益率が年平均15%以上(中小企業者等は5%以上)となることが見込まれるものであること

確定申告書B 記入例

Form for tax return (Table 1) for 2014. Includes personal information, income details, tax calculations, and deductions. Total tax payable is 367,632.

Form for tax return (Table 2) for 2014. Includes personal information, income details, tax calculations, and deductions. Total tax payable is 11,182,276.

措置法26条を適用する場合必ず記入

「番号」を「8」とし、保険診療分所得を記入